

市の窓口は 31日まで 年末年始のお知らせ

市役所の窓口

▶年内は平常どおりです。ただし31日は午前中で終わります。年明けは3日まで休みます。

ゴミの収集

▶年内は30日まで平常どおり収集しますが、31日は休みます。31日が収集日にあたっている町内・部落の方は、29日が年内最後の収集日です。忘れずに出してください。年明けは4日から平常どおり収集します。

し尿の収集

▶年内は30日まで平常どおり収集しますが、31日は休みます。年明けは4日から平常どおり収集します。なお年内の24日(土)は午後4時30分まで収集します。

市民会館

▶12月28日から1月3日まで休みます。ただし28日は大そうじのための休館日です。

市民武道館

▶12月28日から1月3日まで休みます。ただし28日は大そうじのため休館します。

老人福祉センター

▶12月28日の午後から1月3日まで休みます。

図書館・視聴覚センター

▶12月28日から1月4日まで休みます。

鉄道資料館

▶12月28日から1月4日まで休みます。

お買物、ご用命は市内で

電話機があなたのものに

約4~5年間ご利用になると毎月使用料をお支払いいただく従来のレンタル方式より格安とお得になります。

買取りできるのは、親子電話(ダイヤル式)、ホームテレホンD、ビジネスホンです。

(時間給労働者は、一時間

(社会の心を公社に、公社の心を社会に) お問い合わせ・お申し込みは ☎ 4-1000 新津電報電話局へ

産業別最低賃金が改正に

効力発生日(実施日)は12月15日

最低賃金について不明な

点がありましたら、新

津労働基準監督署(☎

2-14-61-1)へお問

い合わせください。

ただし、主として軽

易な業務に従事する者

は、新潟県最低賃金

三、一五一円(時給者

時間四三四円)。

ただし、主として軽

易な業務に従事する者

は、新潟県最低賃金

三、一五一円(時給者

時間四三四円)。

ただし、飲食店や主

として清掃、片付け、

賄いの業務に従事する

者は、新潟県最低賃金

三、一五一円(時給者

時間四三四円)。

ただし、主として軽

易な業務に従事する者

は、新潟県最低賃金

三、一五一円(時給